



私たち組合員は
法令遵守を行動指針に
消防設備の保守点検業務を通じて
地域社会の安心と安全に貢献します

保守点検業務は
再委託禁止の原則を遵守し
組合員自らが雇用した資格者により
適正点検を実施します

- 報告義務者が点検を無資格者に行わせると消防法第 44 条第 1 項第 11 号の罰則です
- 違反行為をした法人の代表者や従業員も 30 万円以下の罰金又は拘留に処せられます

| | |
|------------------------|-------|
| 組合員 | 62 社 |
| 常用従業員 | 651 人 |
| うち消防設備士・消防 設備点検資格者等 | 433 人 |
| 電気工事士 | 181 人 |
| 防火設備検査員 | 71 人 |

重 要

適正点検を徹底する - 組合員通知 (令和 2 年 9 月) -

組合設立の原点 平成 6 年 7 月、県内 15 社により設立された「静岡県消防設備保守点検業協同組合」が“これだけは厳守する！”と組合活動の根幹としたものが『適正点検の徹底』です。

その基にあるのは、法令遵守による『適正点検』を実施することで、繰り返される火災の惨禍から大切な生命や財産、焼失すれば二度と戻らない思い出や文化財などを守る官公需適格組合としての責務、消防設備点検（防火設備検査を含む）の現場を支える実務者の想いです。火災が発生してからでは遅い。火災を起こさない、火災予防が基本です。

そのためには、報告義務者は消防用設備等の点検・報告（消防法）や防火設備定期検査報告（建築基準法）を、法令遵守による『適正点検』を確実に実施し信頼できる事業者に、発注する必要があります。組合が県庁、静岡市、浜松市等から点検・検査業務を受注していることは、組合が信頼・信用できる事業者であることを証明しています。



第 3 回理事会 (令和 2 年 9 月 17 日)

組合活動の発展 組合は、組合設立時に比べ、大きな組織になりました。共同受注業務が拡大する中、国や県等の指導・監督のもと『適正点検の徹底』に全力で取り組んでいます（下記例）が、増えた組合員や技術従業員（有資格の点検実務者）に対応するよりの確な管理・監督体制が常に求められます。

(例) 年度当初の有資格者把握、前期・後期の共同受注検査、幹事会社や組合事務局による業務の管理・統括など

お客様の信頼が第一 令和 2 年 9 月開催の第 3 回理事会では、組織が大きくなり『適正点検の徹底』を再確認すべきとの報告を受け、現場業務を管理・総括する幹事会社と組合事務局が、お客様の信頼を第一として、より一層『適正点検の徹底』を図る決議がされました。決議に基づき、右通知書（要旨）を全組合員へ送付するとともに、組合員に「発注者の官公庁から指導や指摘等があった場合は、直ちに、組合事務局へ報告すること」が通知されました。

共同受注業務の取扱いの徹底について (通知)

令和 2 年 9 月 17 日
静岡県消防設備保守点検業協同組合

(略) 全ての組合員及び組合関係者へ下記事項及び「平成 24 年 12 月 21 日付け・理事長通知（点検結果報告書等の記載方法）」の徹底を通知します。なお、発注者から指導・指摘等を受けた場合は、組合事務局へ速やかに連絡願います。

記

- お客様に信頼される適正点検の徹底
- 有資格者点検の厳守
 - ・ 組合員及び点検業務の指揮・監督者は法令違反の防止を徹底すること
 - ・ 消防法違反には、厳しい罰則（別添）が適用される場合があります
- 点検結果報告書の確実な作成
- 法令又は役所等での確認が必要となる場合は、その確認を確実に行う
- 点検結果報告書の記載事項に関する発注者側担当者との最終確認
- お客様との「報・連・相」、組合内関係者との「報・連・相」

第3回理事会の開催

適正点検の徹底、事業概要の作成などを決議

静岡県知事設立認可（平成6年7月）
官公需適格組合 国認定（平成13年11月）
静岡県消防設備保守点検業協同組合

点検・検査組合 事業概要



| | |
|---|----|
| 1 法令遵守の点検・検査を提供して26年！ ～ 静岡市、県立高校や静岡市、浜松市等の官公需業務～ 静岡県消防設備保守点検業協同組合 代表理事 西川 聡 | 1 |
| 2 組合の概要（概況・業務内容） | 3 |
| 3 官公需適格組合とは | 4 |
| 4 官公需適格組合の活用 | 6 |
| 5 事業計画（令和2年度） | 7 |
| 6 事業計画（令和2年度） | 11 |
| 7 組合役員・組合員（令和2年9月1日現在） | 12 |
| 8 共同受注の流れ | 14 |
| 9-1 緊急送金（火災予防） | 15 |
| 9-2 緊急送金（中小企業支援） | 16 |
| 【組合の提案】 確かな実績と事業発展に基づく 「消防設備保守点検と防火設備検査」の一括受注 | 17 |

<http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/>

令和2年度



令和2年9月17日(木)午後開催された第3回理事会は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から「3密回避の広い会議室（JR静岡駅ビル「パルシェ」貸会議室）」での開催となりました。会議時間・約1時間余の理事会では、次の議案4件と報告事項について審議が行われ、いずれも原案どおり全出席理事の賛成により承認・決議され閉会となりました。

第1号議案 共同受注業務の取扱いの徹底の件

第2号議案 令和2年度共同受注結果の件

第3号議案 令和2年度県消防学校からの講師依頼の件

第4号議案 「組合概要」作成と配布の件

報告事項 静岡市中小企業・小規模企業応援会議の活動報告、前期・共同受注検査スケジュールの報告、県立高校グループの点検関連報告

上記写真は、第4号議案の「組合概要（以下「事業概要）」です。西川理事長から作成理由と共に、一般財団法人日本消防設備安全センター・違反是正支援センター発行「消防設備の業務読本／令和2年度消防用設備等セミナー」該当ページと日本火災報知機工業会資料を合わせた周知活動について説明がありました。事業概要は、組合活動26年で築いてきた信用・信頼、県内随一の有資格者体制等に裏づけられた点検・検査力やその活用を、発注者目線で提案する「新しいタイプの組合資料」です。

Zoom アプリ会議に参加 - 静岡市中小企業・小規模企業応援会議・令和2年度 第2・3回 -

静岡市は、平成30年度に静岡市内の中小企業・小規模企業を支援するための条例を制定し平成31年4月1日から施行しました。条例には、静岡市内の中小企業・小規模企業及び支援団体の意見を聴取する規定が設けられ、静岡市は実務者を構成員とした応援会議から意見を聴取しています。当組合は、官公需適格組合の立場で仁科専務理事が参加。令和2年8月6日(木)と9月17日(木)、両日の午前中、Zoom アプリ会議が開催されました。



令和2年度の第2回と第3回となる会議では、本会議の検討テーマである「知る・新たに行う・学ぶ」について、新型コロナウイルス感染症のまん延等も踏まえ、意見交換とグループ別討議（3班）が行われました。仁科専務理事は、静岡市の取組を評価する立場で発言します。

「官公需適格組合の活動を多くの方に知ってもらい、その活用を提案したい。また、新型コロナ禍の中小企業者の置かれた状況は非常に厳しい。是非、市内で仕事の確保に奔走し、厳しい環境の中で人を雇い、納税者となっている多数の中小企業者を正面に見据え、市提言等には直面する基本課題をしっかりと盛り込んで、取組がより一層推進されることを期待する。」(要旨)

アクセスカウンタ 011975
> 2020.10.26 09:40
> 更新日 2020.7.1

組合HP・年間アクセス「2千件」超える！

組合では、多くの方に組合活動を知っていただくため、組合HP情報を充実させ、最新情報のリアルタイム発信（毎日ブログ書込み）に努めてきました。

令和2年10月末までにはアクセス件数が1万2千件を超える見込みです。組合広報誌「組合だより（3か月に1回発行）」と合わせ「組合の今」にご注目ください。



共同受注検査（毎年）

新型コロナ禍での共同受注検査 —検査員、幹事会社— 「適正点検の徹底」を再確認する！



共同受注検査とは 令和2年度も、共同受注検査（前期・書類検査・受注した物件全部）の季節となりました。この検査は、当組合が独自に実施するもので、官公需適格組合（中小企業庁）の認定条件にもなっており、保守点検サービスの高い品質を担保し、保証するものです。

令和2年度検査の特徴は 検査が新型コロナ禍での実施になったこと、組合事務局から検査に集ま

った検査員及び幹事会社社員に対し、適正点検の徹底について再度、徹底を図るよう文書配布・口頭伝達があったこと。今回は、10月2日（金）中部地区3件、10月5日（月）同6件、10月8日（木）西部地区7件の計16件を、実質5日間の中で実施する厳しい日程となりましたが、検査員2名・1班の3班体制で無事、検査を完了することができました。この場をお借りして、検査にご協力いただいた皆様に厚く御礼を申し上げます。なお、小田巻検査員長の講評は次のとおりです。

「検査結果は、概ね良好であった。

点検結果報告書等の記載については、

記載後の確認等を徹底し、正確な書類を作成すること。

法令遵守による適正点検の徹底は、組合の根幹である。

緊張感を持ち万全を期されたい。」

—各会場の検査後に伝達—

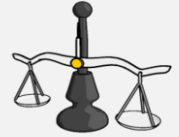


<令和2年度共同受注検査員>

- 検査員長 小田巻 秀幸（ 鈴与技研株式会社 ）
- 検査員 稲垣 憲 幸（ 株式会社日本防火研究所 ）
- 検査員 藤田 貴 也（ セルコ株式会社 ）
- 検査員 川坂 典 弘（ 東海消防技研株式会社 ）
- 検査員 小川 博 史（ セルコ産業株式会社 ）
- 検査員 佐々木 強（ 日興電気通信株式会社 ）



（キンモクセイの花と香り）



～ 相続法の改正（6）～



顧問弁護士 吉川友朗

静岡法律事務所 ふたば鷹匠事務所
静岡市葵区鷹匠 1-4-1
佐野ビル 3階

電話 054-205-2250
FAX 054-205-2290

今回も前回に引き続き、配偶者居住権についてお話しします。
遺産分割や裁判所の審判によって配偶者居住権が成立したとしても、いくつか注意しなければならない点があります。

まず、配偶者居住権は登記をしておかないと、第三者に権利を主張できません。例えば、配偶者居住権成立後、住んでいる建物が売却されてしまった場合、登記をしていないと、新しい居住建物所有者となった人に配偶者居住権を主張することはできず、新しい居住建物所有者から退去を求められた場合、退去しなければなりません（配偶者居住権成立時の居住建物所有者に対しては登記がなくても

権利を主張できます）。

よって、配偶者居住権が成立しても、その後に必ず登記をして下さい。

次に、配偶者居住権があっても、やってはいけないことがありますので、それを列挙します。

- ① 配偶者居住権を第三者に譲渡すること。
- ② 居住建物の増改築をすること。
- ③ 居住建物に他人を勝手に住ませること。
- ④ 居住建物を他人に貸したりすること。

但し、居住建物所有者の承諾があれば、②から④の行為は可能です。

もし、これらの行為をしてしまい、居住建物所有者からやめるよう申し入れがあったにも関わらずやめなかった場合、配偶者居住権は消滅してしまいます。

なお、先ほど、増改築は勝手にできませんと書きましたが、建物の修繕は、独自の判断で行うことができます。

修繕と増改築の違いは判断が難しい面もありますが、大まかに言うと、増築とは建物に工作を加えて床面積を増加させることで、付属建物を新たに建築することも含まれ、改築とは従前の建物に代えて建物を建築することです（床面積が増加すれば、増築も併せて行ったこととなります）。これに対して、修繕はそれ以外のものということになり、台風で屋根が破損した場合に直したり、水道管が故障した場合に修理したりする場合はこれに該当します。但し、建物の存続期間に影響を及ぼす大修繕は、増改築に該当します。

そして、配偶者は、居住建物の通常的必要費（建物の破損部分の修理等の費用）を負担しなければなりません。他方、居住建物の有益費（建物の増築費用等）など必要費以外の費用については、その価格の増加（価値の増加）が現存する場合に限り、居住建物所有者の選択に従い、配偶者の支出した金額または増価額を償還させることができます。

組合員の異動（お知らせ）

敬称略

【代表者等変更】 ・東海防災株式会社 代表者 中村 仁志 ➡ 野田 宗義 R2.8.27

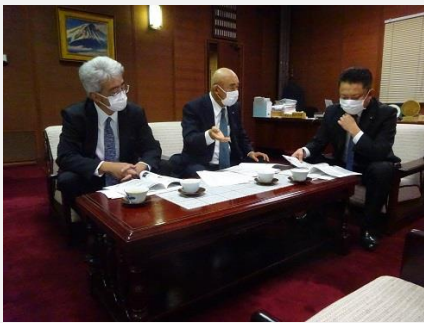
・鈴与技研株式会社 東部営業所

所長 岩崎 四郎 ➡ 高田 靖彦 R2.9.1

「事業概要」による広報活動がスタート —西川理事長などが県議会、県幹部へ—

令和2年10月、組合は、県内の地方公共団体や地域の皆様に、組合が安心して消防用設備等の保守点検(防火設備検査含む)を託すことのできる「地域の公的団体(官公需適格組合)」であることを知っていただくため「事業概要」を刊行しました(本紙2ページに関連記事)。令和2年10月28日(水)午前、西川理事長、杉山副理事長等は、山田誠静岡県議会議長、中沢公彦自民党静岡県連幹事長や県幹部等を訪問し「事業概要」による活動報告をさせていただきました。

組合では、これから組合員や組合関係者が力を合わせ、県の関係部署や市町の契約担当及び財産管理担当、消防機関など関係の皆様へ「事業概要」による広報活動を展開していく予定です。



重要 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防法令の運用について

総務省消防庁HP「令和2年通知・通達」には、令和2年1月から発出された主な通知・通達が掲載されています。うち新型コロナウイルス関連は127件(令和2年10月23日末)。その中の消防用設備等点検報告関連を抜粋し(下記)してみました。また、令和2年10月1日付で「新型インフルエンザ等(新型コロナウイルス感染症を含む)及び、そのまん延防止のための措置の影響により、登録講習機関の講習が十分に実施されていない場合における再講習(消防設備点検資格者等)の受講期間の再延長に関する消防庁告示」が公布されています(詳細は消防庁HPで確認願います)。

→ <https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/2020/> ※発出先(→都道府県消防防災主管部長外)

- 令和2年2月25日・消防庁予防課長・危険物保安室長(通知・消防予第49号・消防危第43号)※「消防法令上の各種免状の取扱いに係る運用について」/消防設備士講習の延期等に伴う免状取扱いなど
- 令和2年4月13日・消防庁予防課長(通知・消防予第101号)※「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防法令の運用について」/点検時期の弾力的運用など
- 令和2年4月24日・消防庁予防課・危険物保安室(事務連絡)→都道府県消防防災主管課「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた検査等の対応について」/感染予防の徹底など
- 令和2年5月29日・消防庁予防課長・危険物保安室長(通知・消防予第142号・消防危第144号)※「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防関係手続における押印の省略について」/押印の省略

報道資料



令和2年10月16日
消 防 庁

消防法施行規則の一部を改正する省令(案)等に関する意見公募

消防庁は、消防法施行規則の一部を改正する省令(案)等の内容について、令和2年10月19日から令和2年11月17日まで、意見を公募します。

1 改正内容

以下の事項について措置を行うため、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)、平成14年消防庁告示第8号、平成16年消防庁告示第9号及び平成20年消防庁告示第19号を改正するものです。概要については、別紙を御覧ください。

- (1) 消防法令に定める様式の押印削除に関する事項
- (2) 消防法令に定める各種点検期間の延長に関する事項
- (3) 特定共同住宅等における点検基準の合理化に関する事項
- (4) 消防設備士免状の写真に関する事項

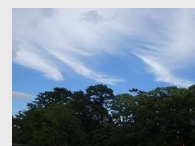
2 意見公募対象及び意見公募要領

消防法施行規則の一部を改正する省令(案)等に関する意見公募 (令和2年10月16日 消防庁)

消防庁は、次の4項目の意見公募を令和2年10月19日から令和2年11月17日まで実施しています。(1)及び(2)は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた改正(案)です。

- (1) 消防法令に定める様式の押印削除に関する事項
- (2) 消防法令に定める各種点検期間の延長に関する事項
- (3) 特定共同住宅等における点検基準の合理化に関する事項
- (4) 消防設備士免状の写真に関する事項

“ 地域産業をおこす ” – 中小企業者の集団化・組織化 –



(広がる青い空)

組合広報誌「組合だより・第37号」では、官公需適格組合の活用に関する記事を編集しました。中小企業者の集団化・組織化による受注確保、中小企業支援策として誕生した「官公需適格組合」ですが、視点を変えれば「企業の集積」、同業種の企業が集まれば「業界の形成」、「地域産業の創出」です。官公需適格組合への理解、地域の安全・安心への貢献は勿論のこと、産業振興の観点からも組合一丸となった「事業概要」等による広報活動、活用検討にご支援、ご理解をお願いいたします。

>>組合員名簿

| 会社名 | 代表者 | 住所 | 電話 | 会社名 | 代表者 | 住所 | 電話 |
|-----------------|-------|--------|---------------|----------------|-------|--------|---------------|
| 広伸防災(株) 本社 | 飯塚 史洋 | 富士市川成島 | 0545-63-2178 | 久嶋防災 | 久嶋 宏之 | 浜松市中区 | 080-2662-3019 |
| 沼津支店 | 鈴木 広昭 | 沼津市沼北町 | 055-923-3363 | サイトウ防災 | 斎藤 至 | 浜松市中区 | 053-474-3837 |
| 鈴与技研(株) 東部営業所 | 高田 靖彦 | 沼津市大諏訪 | 055-941-6481 | 坂庭TA | 坂庭 民茂 | 浜松市南区 | 053-440-7751 |
| ニッセー防災(株) | 土谷 直人 | 裾野市佐野 | 055-992-5213 | 三興電機(株) | 村串 守啓 | 浜松市中区 | 053-436-5111 |
| (株)アオイテレテック | 佐野 靖浩 | 静岡市駿河区 | 054-286-1256 | (有)季高防災メンテナンス | 季高 良夫 | 浜松市東区 | 053-435-4308 |
| (株)SG防災テクノサービス | 杉村 一男 | 藤枝市田沼 | 054-637-1260 | 鈴木消防設備 | 鈴木 政則 | 浜松市東区 | 090-5118-8048 |
| (株)共同設備 | 高沢 豊秀 | 静岡市葵区 | 054-265-9255 | (株)鈴木防災 | 鈴木 啓示 | 磐田市富丘 | 0538-84-7455 |
| 近藤設備 | 近藤 晃弘 | 静岡市駿河区 | 054-256-0690 | 鈴木防災 | 鈴木 芳武 | 浜松市中区 | 053-465-6334 |
| 消防機材山治(株) | 福井 隆幸 | 静岡市葵区 | 054-248-0119 | 鈴与技研(株) 西部営業所 | 川村 孝祐 | 掛川市本所 | 0537-27-2331 |
| 鈴与技研(株) 本社 | 杉山 和幸 | 静岡市駿河区 | 054-281-3311 | 西遠消防機具(株) | 松井 清海 | 浜松市浜北区 | 053-586-4456 |
| 関防災設備 | 関 貴之進 | 静岡市清水区 | 054-351-1557 | セルコ(株) 本社 | 西川 和宏 | 浜松市東区 | 053-463-1341 |
| セルコ(株) 静岡支店 | 橋 詰 歩 | 静岡市駿河区 | 054-288-2210 | 掛川営業所 | 高島俊太郎 | 掛川市園ヶ谷 | 0537-22-0119 |
| セルコ産業(株) | 西川 和宏 | 静岡市駿河区 | 054-260-6009 | 磐田営業所 | 柴田 圭 | 磐田市今之浦 | 0538-31-8565 |
| 太平エフ・イー・システム(株) | 平野 和真 | 静岡市駿河区 | 054-257-6855 | 湖西営業所 | 藤田 光弘 | 湖西市吉美 | 053-575-3119 |
| (株)タピア | 湊 宏治 | 静岡市葵区 | 054-248-6466 | 相互電池産業(株)浜松事務所 | 石原 忠勝 | 浜松市東区 | 053-424-7552 |
| 日興電気通信(株) 静岡営業所 | 奥田 敏光 | 静岡市駿河区 | 054-266-6762 | (株)タキボウ | 瀧 雅也 | 浜松市中区 | 053-523-7500 |
| (株)日本防災システム | 大島 至了 | 島田市中河町 | 0547-35-2001 | (株)タナカ総合 | 田中 誠次 | 浜松市西区 | 053-543-9723 |
| 花村消防設備 | 花村 英樹 | 静岡市葵区 | 054-277-3194 | 中部防災工業(株) | 松坂 直和 | 浜松市北区 | 053-438-3081 |
| (株)ピーティーエス | 坪井 政春 | 静岡市清水区 | 054-388-9989 | 電通システム(株) | 木下 敏彦 | 浜松市南区 | 053-441-3911 |
| 平尾設備 | 平尾 鎌平 | 静岡市清水区 | 090-8186-6318 | 東海消防技研(株) | 佐藤 誠 | 浜松市中区 | 053-463-5601 |
| (株)富士消防機商会 | 荒瀬 敏弘 | 静岡市清水区 | 054-366-7034 | 東海防災(株) | 野田 宗義 | 浜松市中区 | 053-474-2627 |
| (株)プラスチック | 鈴木 努 | 静岡市葵区 | 054-204-1882 | (有)豊田消防設備 | 金原 克己 | 磐田市東貝塚 | 0538-36-0119 |
| マナブ防火防災メンテナンス | 遠藤 学 | 静岡市清水区 | 080-4939-0093 | 日興電気通信(株) 本社 | 堀部 成信 | 浜松市北区 | 053-439-1125 |
| 宮崎設備 | 宮崎 誠二 | 静岡市葵区 | 090-6616-4448 | ニッコウプロセス(株) | 加藤 裕介 | 浜松市北区 | 053-439-1122 |
| 宮澤電池産業(株) | 宮澤 学 | 静岡市葵区 | 054-247-1211 | (株)日本防火研究所 | 市川 智也 | 浜松市東区 | 053-461-1373 |
| 明幸電業 | 鈴木 秀幸 | 静岡市駿河区 | 054-256-2878 | (有)袴田防災設備 | 竹内 宏行 | 浜松市浜北区 | 053-587-1373 |
| アイエムサービス | 岩本 良 | 浜松市東区 | 090-6396-4340 | 浜松総合防災設備(株) | 伊藤 直人 | 浜松市中区 | 053-465-4664 |
| (同)葵防災工業 | 井口 慎一 | 浜松市中区 | 090-3389-7593 | (有)富士電機浜松 | 小池 浩司 | 浜松市東区 | 053-464-1183 |
| (有)石垣防災 | 石垣 益年 | 浜松市浜北区 | 053-587-5699 | (同)藤屋設備 | 近藤 奈央 | 浜松市北区 | 053-542-0084 |
| (有)エイト・エス・イー・エム | 町田 和久 | 掛川市亀の甲 | 0537-24-0407 | (有)北部防災工業 | 鈴木 康之 | 磐田市大久保 | 0538-38-1742 |
| (有)遠州消防設備 | 神谷 正巳 | 磐田市天竜 | 0538-34-6574 | 防災設備社(株) | 萩内 博志 | 浜松市東区 | 053-423-0119 |
| 太田防災 | 太田 済広 | 浜松市天竜区 | 053-925-2814 | 宮下防災 | 宮下 光 | 袋井市天神町 | 080-5100-3088 |
| 木下電気(株) | 木下 哲志 | 浜松市浜北区 | 053-582-3930 | みゆき防災 | 野末 悠 | 浜松市北区 | 090-5454-2003 |
| 北沢防災設備(有) | 北沢 浩之 | 浜松市浜北区 | 053-586-4100 | ムラソー | 村松 哲也 | 浜松市中区 | 053-437-6711 |
| (株)北島電設 | 北島 実 | 浜松市東区 | 053-433-5303 | ライト・アーマー | 中村 文彦 | 浜松市西区 | 080-5130-1996 |

>>賛助会員名簿

| 会社名 | 代表者 | 住所 | 電話 |
|------------------------------|-------|--------|--------------|
| TOA(株) 静岡営業所 | 中矢 直樹 | 静岡市葵区 | 054-251-5350 |
| 能美防災(株) 静岡支社 | 高沢 豊秀 | 静岡市葵区 | 054-340-0013 |
| パナソニック(株)ライフソリューションズ社静岡電材(営) | 内藤 孝夫 | 静岡市葵区 | 054-261-8618 |
| ホーチキ(株) 静岡支社 | 佛木 貴之 | 静岡市駿河区 | 054-202-3811 |

理事長 西川和宏 セルコ株式会社
 副理事長 杉山和幸 鈴与技研株式会社
 副理事長 堀部莞爾 ニッコウプロセス株式会社
 専務理事 仁科満寿雄 事務局長兼務
 理事 飯塚勝 広伸防災株式会社
 理事 吉川友朗 静岡法律事務所 ふたば鷹匠事務所
 監事 宇式三郎 株式会社アオイテレテック
 監事 土谷直人 ニッセー防災株式会社
 事務局職員 鷲巣節子